

酒田市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定（案）の概要

酒田市健康福祉部健康課 作成

1 新型インフルエンザ等対策行動計画とは

(1) 計画改定の経緯

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、国は次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）」を抜本的に改定した。

これを受けて、県は令和7年10月に「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）」を全面改定した。

本市においても、政府行動計画・県行動計画の改定に伴い、平成26年6月に策定した「酒田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）」を改定するものである。

(2) 策定根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

(3) 市行動計画の位置付け

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、政府行動計画、県行動計画等の内容を前提とし、市が実施する必要な取組・措置等を示すものである。

(4) 対策の目的

・ **感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。**

➤ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにし、適切な医療を受けられるようにする。

・ **市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。**

➤ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

2 改定のポイント

前計画との主な変更点

記載項目	現計画	改定後の計画
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応
発生段階	①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④県内発生早期 ⑤県内感染期 ⑥小康期 の6期を設定	①準備期、②初動期、③対応期 の3期を設定
平時の準備	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
複数感染拡大への対応	比較的短期の収束を前提	複数の感染拡大への対応、対策の機動的切替え
対策項目	7項目 ①実施体制 ②サーベランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦市民生活・経済の安定確保	7項目（※新型コロナ対応で課題となった項目を中心に見直し） ①実施体制 ②情報提供・共有・ <u>リスクコミュニケーション（追加）</u> ③まん延防止 ④ <u>ワクチン（項目名変更）</u> ⑤ <u>保健（新設）</u> ⑥ <u>物資（新設）</u> ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保
計画の構成	発生段階を基本軸として各対策項目における取組を記載	・対策項目を基本軸として、各発生段階における取組を記載 ・複数の対策項目に共通する3つの横断的視点の設定（人材育成・国と地方公共団体との連携・デジタル化の推進）

※ 本計画は、上記の変更点を踏まえ、国・県の行動計画内容を前提とし、これらに定めるもののほか、市が実施する必要な事項等を示すものである。

3 対策項目ごとの主な取組

①実施体制

- 平時（準備期）から、国、県、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じる。
- 関係機関の役割を整理し、人材確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。
- 発生時（初動期及び対応期）には、国や県の動きに合わせ、市においても対策本部を速やかに設置する。

準備期	初動期	対応期
・実践的な訓練の実施 ・市行動計画等の作成や体制整備・強化 ・国、県、市町等との連携の強化	・（必要に応じ）市対策本部設置 ・人員体制の強化の検討及び必要な予算確保の準備	・市対策本部設置 ・県への応援要請 ・国の財政支援の活用及び必要な財源の確保

②情報提供・共有・リスクコミュニケーション※

- 平時から、感染症に関する情報、基本的な感染対策等について、分かりやすい情報提供・共有を行う。
- 発生時には、国及び県から要請を受けた場合、一般的な相談窓口となるコールセンター等を設置する。

準備期	初動期	対応期
・感染症に関する情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの体制整備 ・（要請を受けた場合）コールセンター等の設置準備	・市民に対する感染症に関する情報提供、共有、リスクコミュニケーションの実施 ・市民からの相談対応 ・（要請を受けた場合）コールセンター等の設置	・市民に対する感染症に関する情報提供、共有、リスクコミュニケーションの実施 ・地域内の感染状況等の情報提供、共有 ・相談窓口、医療体制等の周知 ・コールセンター等の設置を継続

※リスクコミュニケーションとは

専門家、行政、事業者、市民などの関係者間でリスクに関する情報を共有し、相互に意見を交わして相互理解を深めるプロセスを指す。

③まん延防止

- 平時から、基本的な感染対策の普及を図り、感染が疑われる場合の対応等について理解促進を図る。
- 発生時には、市民生活や市民経済活動への影響を考慮しながら、市民等に対し、基本的な感染対策について要請する。
- 医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じる恐れがある場合には、特措法に基づき、国や県からの要請を受けて、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

準備期	初動期	対応期
・ 基本的な感染対策の普及啓発 ・ 県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄の促進 ・ 感染の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある高齢者・障がい者世帯等の把握	・ 市内でのまん延防止対策の準備 ・ 業務継続計画に基づく対応の準備 ・ 高齢者・障がい者世帯等への感染流行の情報提供やマスク着用、手洗い等の予防徹底の要請	・ 市民等に対する基本的な感染対策に係る要請等 ・ 国や県からの要請を受け、高齢者・障がい者世帯等への生活支援（見回り、食料提供等）の実施

④ワクチン

- 平時から、具体的な接種体制や実施方法について準備する。
- 発生時には、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制を構築し、ワクチン接種を行う。

準備期	初動期	対応期
・ ワクチン接種に必要な資材確保の準備 ・ 接種体制の構築（接種対象者数の推計、接種会場や医療従事者の確保等） ・ 市民等にとって分かりやすい情報提供 ・ デジタル化の推進（予防接種事務のデジタル化）	・ ワクチン接種に必要な資材確保 ・ 接種体制の構築（接種会場や医療従事者の確保等）	・ （国の要請により）ワクチンの割当量の調整や地域間の融通等の実施 ・ 接種の実施 ・ 健康被害救済制度の情報提供、相談対応 ・ ワクチン接種に係る情報、ワクチンの安全性等について市民等へ情報提供、共有

⑤保健

- 平時から、保健所への応援職員派遣協力について県と協議し、感染症有事体制の人員確保に取り組む。
- 発生時には、保健所等からの応援職員の派遣要請に速やかに応じられるよう人員確保に向け、準備を行う。
- 県が実施する療養者に対する健康観察や生活支援に協力する。

準備期	初動期	対応期
・ 県との協議による感染症有事体制の人員確保 ・ 病床のひっ迫状況等を見据え、物流業者や民間宿泊事業者等の多様な主体との連携体制の構築	・ 有事体制への移行準備 ・ 病床のひっ迫状況等を見据え、物流業者や民間宿泊事業者等の多様な主体との連携体制の構築継続	・ 有事体制への移行 ・ 県が実施する健康観察及び生活支援に協力

⑥物資

- 平時から、感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じる。
- 発生時には、感染症対策物資等の不足によって、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることのないよう、引き続き、感染症対策物資等の備蓄状況を随時確認し、必要量の確保に努める。

準備期	初動期	対応期
・ 感染症対策物資等の備蓄 ・ 定期的な備蓄状況等の確認	・ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・ 必要な感染症対策物資等の確保	・ 感染症対策物資等の備蓄状況等の随時確認 ・ 感染症対策物資等の必要量の確保

⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

- 平時から、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等についてデジタルを前提とした業務効率化を推進し、適切な仕組みの整備を行う。
- 発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定確保に必要な対策や支援を行う。
- まん延防止に関する措置による影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、必要な措置等を講じる。

準備期	初動期	対応期
・ 情報共有体制の整備 ・ 支援実施に係る仕組の整備 ・ 物資及び資材の備蓄 ・ 生活支援を要する者への支援等の準備	・ 事業継続に向けた準備等の要請 ・ （国の要請を受け）遺体の一時安置場所の確保準備	・ 市民生活の安定の確保を対象とした各種支援の開始 ・ 社会経済活動の安定の確保を対象とした事業者に対する支援